

○文部科学省告示第百五十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年十一月五日

文部科学大臣 阿部 俊子

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	武人埴輪	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	
		指定をした日 令和六年九月十七日	
		指定の有効期間 令和六年九月二十五日から令和七年六月三十日	
	東京都中央区築地五―三―二 花畑和宏 メディア事業本部 プロダクト担当本部長	東京国立博物館 館長 藤原 誠 東京都台東区上野公園一三―九 九州国立博物館 館長 富田 淳 福岡県太宰府市石坂四―七―二 NHK展開センター NHK長岡田中 良憲 東京都渋谷区神南二―二―一 NHKプロモーション イベント事業センター センター長 福山 浩一郎 東京都渋谷区神山町五番五号 朝日新聞社 メディア事業本部 プロダクト担当本部長	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
		東京国立博物館 東京都台東区上野公園一三―九 令和六年十月十六日から令和六年十二月八日 九州国立博物館 福岡県太宰府市石坂四―七―二 令和七年一月二十一日から令和七年五月十一日	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間